

第6回 生活環境保全のための 新たな対応策検討会議

これまでの検討の総括と今後の対応

1

事例1 事例の状況と環境影響

- ① 有機性汚泥や廃石膏ボード粉等を混ぜた産業廃棄物を堆肥原料と称して、無許可※1で多量に受け入れ、野積み
- ② 県が代執行により、堆積物からの高濃度硫化水素の発生を防止

※1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」)(廃棄物の受け取りには、廃棄物処理業の許可が必要)



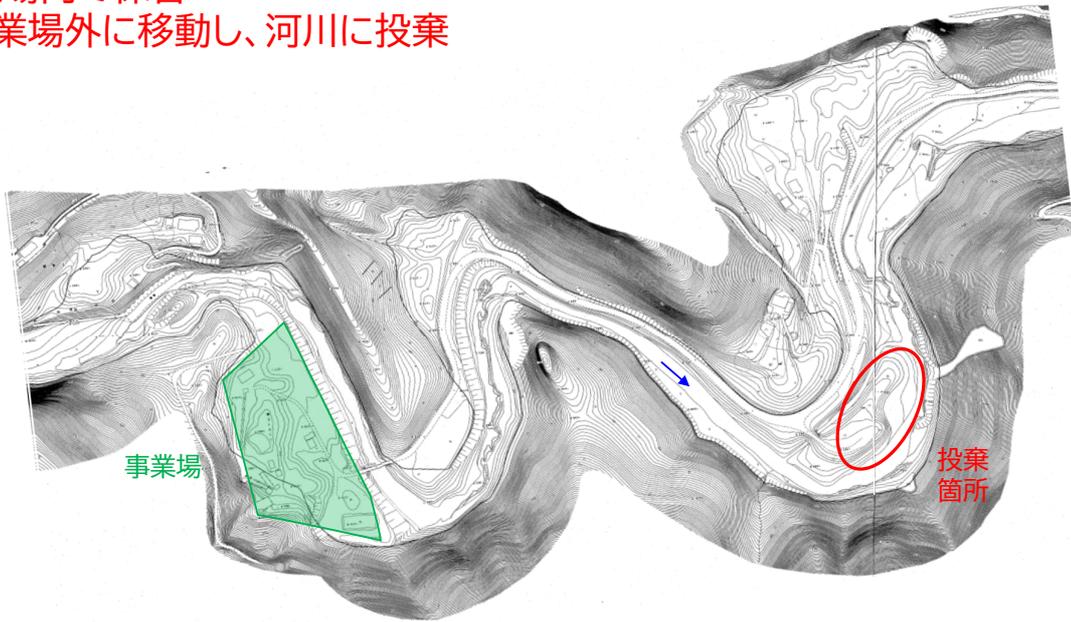
環境影響

・高濃度硫化水素の発生 ・悪臭 ・景観の悪化

2

事例2 事例の状況と環境影響

- ① 土砂分を含む濁り水の処理により多量に発生する無機性汚泥(廃棄物)を、事業場内で保管
- ② 事業場外に移動し、河川に投棄



環境影響

・河川の濁り

3

事例3 事例の状況と環境影響

- ① 北杜市内の事業者が、無許可※1で大量の土砂による盛土を実施
- ② 事業者は県の是正指導に応じず盛土が残置

※1 山梨県土砂の埋立て等の規制に関する条例(面積3,000㎡以上の土砂の埋立て等を規制)



環境影響

・土砂の流出

4

類似の問題点がある対象物の洗い出し

各事例の問題点

事例1（堆肥原料）

- ① 廃棄物認定に時間を要し、多量の廃棄物が搬入・放置
- ② 事業者が改善せず、県が代執行

事例2（無機性汚泥）

- ① 多量に発生する無機性汚泥の処理や活用が進まない
- ② 廃棄物処理法・河川法に違反して無機性汚泥を投棄

事例3（土砂）

- ① 無許可で大量の土砂を盛土
- ② 事業者が是正指導に応じず盛土が残置

洗い出しの観点

1

有価物か廃棄物かの判断が難しく大量放置につながるおそれがあるもの

2

多量に発生する廃棄物で重大事案化するおそれがあるもの

5

廃棄物等に係る検討

6

対象物の絞り込みの流れ

1. 洗い出した対象物を発生段階に着目して「廃棄物等」と「使用済み物品」に区分

2. 区分ごとに処理過程のどの段階で保管されるのかを整理

3. 対象物ごとに、どの段階の保管で重大事案化するおそれがあるのかを、「取り扱い状況」と「規制・運用状況」から整理

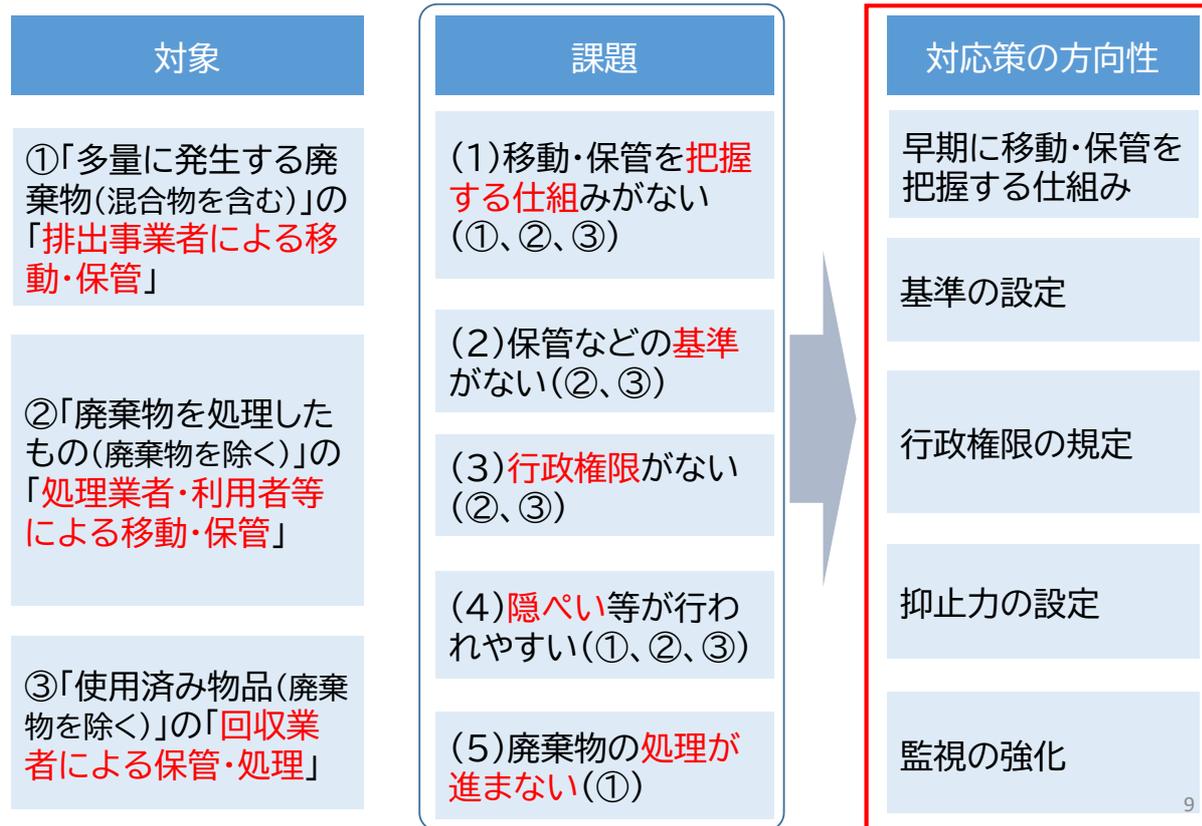
4. 対象物の絞り込み

7

対象の絞り込み

		廃棄物等	使用済み物品 (廃棄物以外)
絞り込み の結果	対象物	<ul style="list-style-type: none"> ・汚泥(無機、有機)、<u>家畜ふん尿</u>、<u>木くず</u> ・ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず ・<u>がれき類</u> ・<u>廃プラスチック類</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>動植物性残渣</u> ・<u>使用済タイヤ</u> ・<u>使用済プラスチック製品</u> ・<u>金属製品</u> 等
	行為	排出事業者による産業廃棄物の事業場外への <u>移動や保管</u>	中間処理業者や利活用者等による中間処理後物の <u>移動や保管</u> <u>回収業者による保管・処理</u>
重大事案化 のおそれの 観点	排出事業者による行為は把握が困難	一旦処理された物は、有価物主張されると、廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ	保管に係る基準はなく、指導困難 廃棄物認定が困難で、重大事案化するおそれ

対象における課題の整理



対応策を講ずる範囲

	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管		②廃棄物を処理したもの(廃棄物を除く)の処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理	
	建設廃棄物	建設廃棄物以外		有害使用済み機器	有害使用済み機器以外
保管場所の把握	届出	×	×	届出	×
保管等の基準	○	○	×	○	×
行政権限	○	○	×	○	×

↑ 廃棄物処理法の規制
↑ 廃棄物処理法の規制

↓
↓

廃棄物処理法での規制がない部分
 (新たなルールが必要)

廃棄物等に係る今後の対応

①新たな制度を創設

産業廃棄物・再生資源物の適正な保管に係る規制

②制度の運用体制を整備

関係機関等の連携によるスキマのない運用

11

産業廃棄物・再生資源の適正な保管に係る規制

[目的]屋外における廃棄物等の適正な保管等について必要な規制を行うことにより、生活環境を保全

内容	①多量に発生する廃棄物の排出事業者による移動・保管 (建設廃棄物以外)	②廃棄物を処理したもの (廃棄物を除く)の 処理業者・利用者等による移動・保管	③使用済み物品(廃棄物を除く)の回収業者による保管・処理
保管場所の把握	・事前届出 ・帳簿の備え付け等	・事前届出 ・帳簿の備え付け等	・事前届出 ・帳簿の備え付け等
保管等の基準	(廃棄物処理法の基準適用)	・廃棄物処理法と類似の基準を設定(1)	・廃棄物処理法と類似の基準を設定(2)
行政権限	・報告、立入検査 (廃棄物処理法の行政権限適用)	・搬入一時停止、改善の求め ・報告、立入検査	

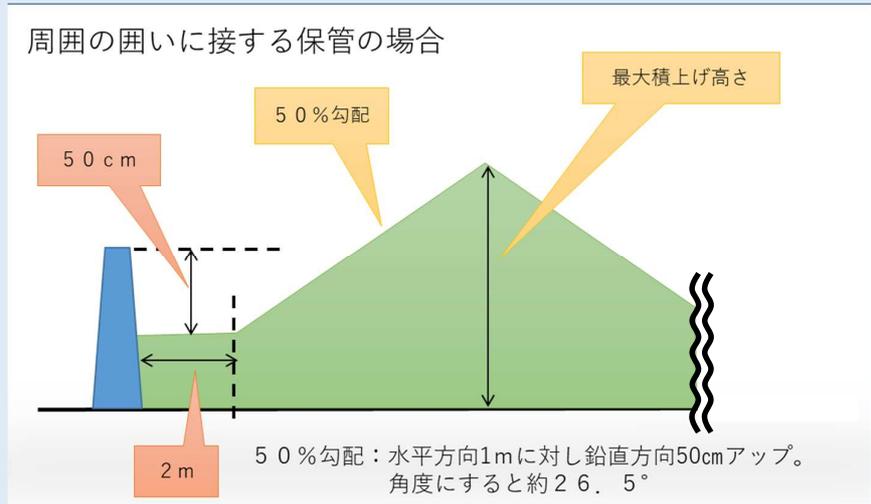
※留意点:事業活動への影響を考慮すること

12

(1)「廃棄物を処理したもの」の保管基準

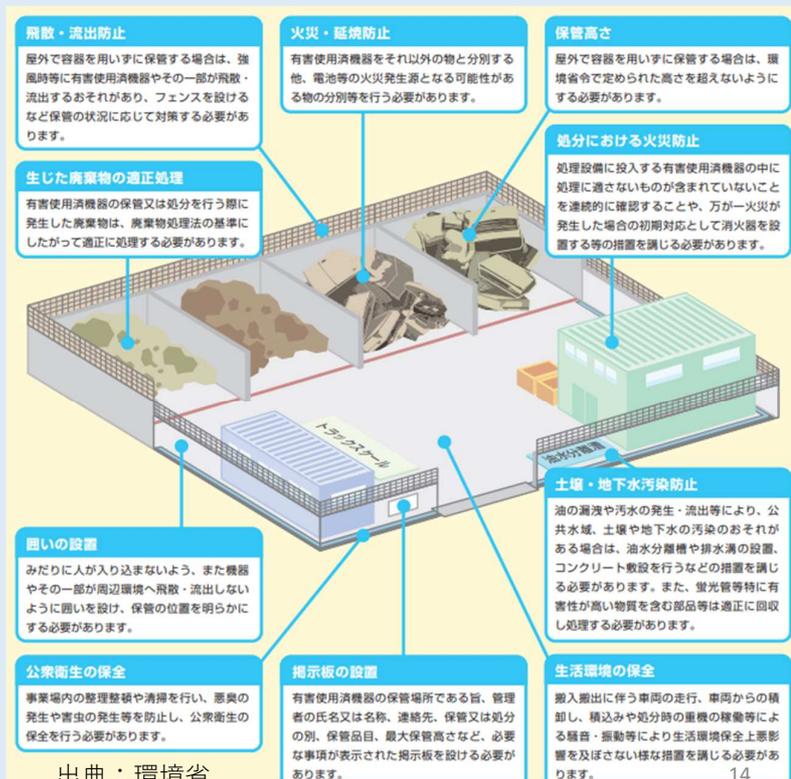
- 囲いの設置
- 排水溝等設置、床面を不浸透性材料で被覆
- 決められた高さを超えないようにすること など

イメージ図



(2)使用済み物品の保管基準

- 飛散・流出防止
- 囲いの設置
- 火災・延焼防止 など

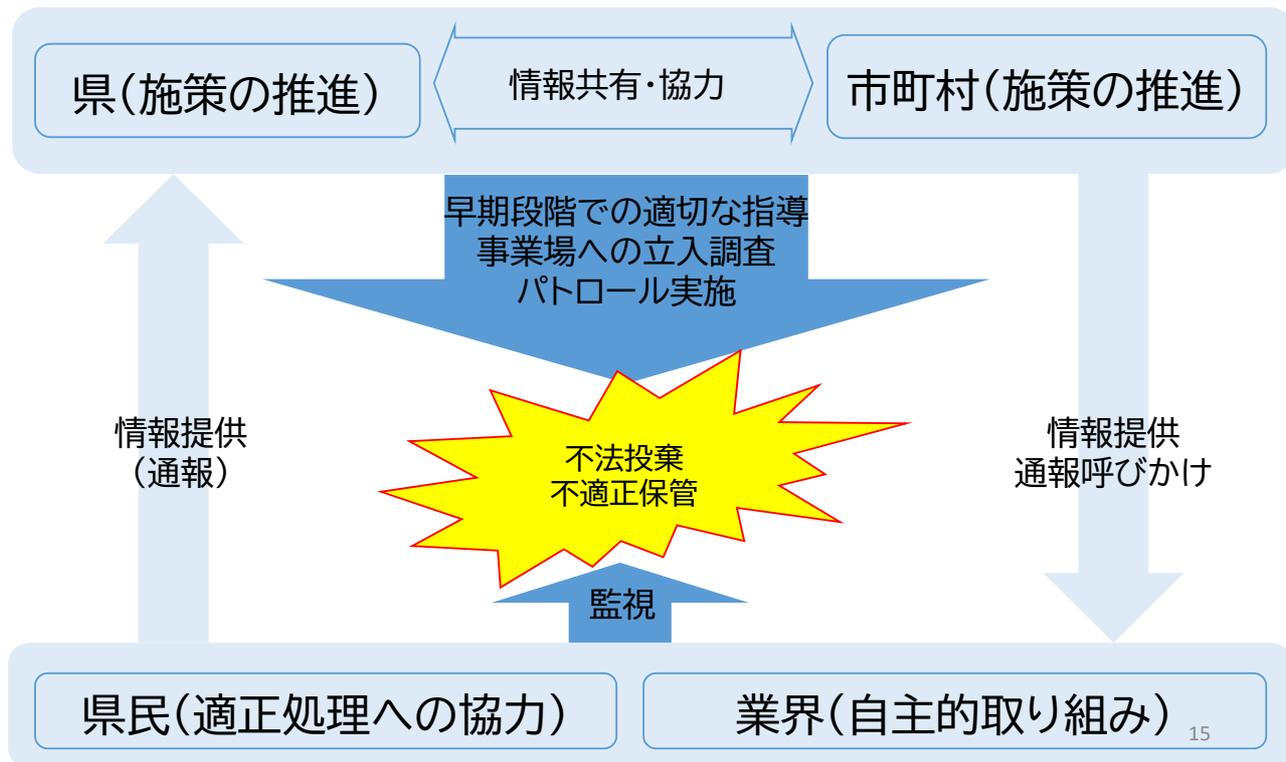


イメージ図

出典：環境省

関係機関等との連携によるスキマのない運用

新たな制度の効果的な運用のための関係機関等との連携強化



土砂に係る検討

課題と検討すべき対応策

課題 ※現状

1. 不法盛土の抑制

- 民間工事における建設発生土搬出先が明確でない。
※再生資源利用促進計画書の作成は、建設業協会員などに限定されている。
- 不法盛土の早期発見及び指導が困難である。
※地域住民や市町村が適法な盛土か判断できない。
- 条例の規制・罰則では、不法盛土が抑制されない。
※許可対象は、3,000㎡以上かつ高さ1m超。
※罰則は、「2年以下の懲役」または「100万円以下の罰金」。

対応策の方向性

- 土砂の発生源及び搬出先の把握
- 地域における情報共有・連絡体制の構築
- 規制対象の拡大・厳罰化

2. 適正な盛土の造成

- 工事中断による盛土の放置の恐れがある。
- 盛土等の安全性を確保する必要がある。

- 事業者の能力に係る基準の設定

17

課題と検討すべき対応策

課題 ※現状

3. 既存盛土の管理

- 盛土が適正に管理されていない恐れがある。
※土地所有者に責任が及ばない。
- 代執行の費用を回収できない恐れがある。

対応策の方向性

- 事業者・土地所有者等の責任の明確化

18

盛土規制法による課題への対応

課題	盛土規制法により対応（制度化）
①不法盛土の抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・許可申請前の地域説明会の開催等を制度化 ・許可・届出内容の公表と関係市町村への通知を制度化
②適正な盛土の造成	<ul style="list-style-type: none"> ・規制対象の規模要件を低下 ・厳罰化
③既存盛土の管理	<ul style="list-style-type: none"> ・許可基準に工事主の資力・信用、工事施行者の能力を新設 ・有資格者の設計による盛土の構築を義務化
	<ul style="list-style-type: none"> ・適正に管理されていない盛土等がある（土地所有者に責任が及ばない）。 ・規制区域内の土地所有者等に対する災害防止措置の勧告や改善命令、罰則の制度化
	<ul style="list-style-type: none"> ・代執行の費用を回収できないケースがある。 ・代執行の費用について、工事主等のほか土地所有者に負担させることを制度化

盛土規制法を最大限活用し、上記課題に対応していく。

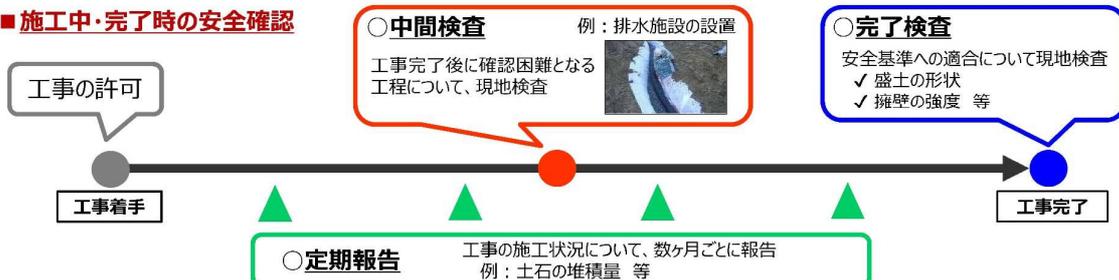
19

盛土規制法の内容について

1. 盛土等の規制対象・安全性の確保

規制区域	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県知事等が、盛土等により人家等に被害を及ぼしうる区域を規制区域として指定 ○区域指定に市町村が関与できる仕組みを導入（指定の際の市町村への意見聴取、市町村からの指定の申出） ○都道府県等は、定期的に、規制区域の指定や盛土等による災害防止のための対策に必要な基礎調査を実施
規制対象	<ul style="list-style-type: none"> ○規制区域内で行われる盛土等を都道府県知事等の許可の対象とする ○宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制
許可基準・手続	<ul style="list-style-type: none"> ○盛土等を行うエリアの地形・地質等に応じて、災害防止のために必要な許可基準を設定 ○許可に当たって、土地所有者等の同意及び周辺住民への事前周知（説明会の開催等）を要件化
中間検査 完了検査	<ul style="list-style-type: none"> ○許可基準に沿って安全対策が行われているかどうかを確認するため、①施工状況の定期報告、②施工中の中間検査及び③工事完了時の完了検査を実施

■ 施工中・完了時の安全確認



20

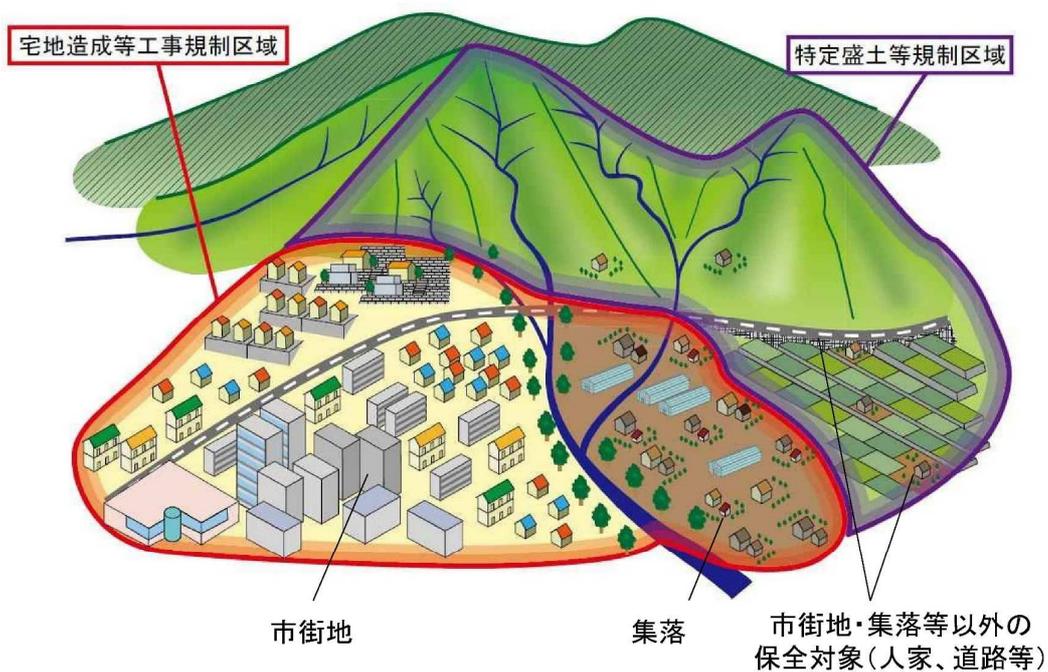
2. 責任の所在の明確化・実効性のある罰則

管理責任	○盛土等が行われた土地について、 土地所有者等が常時安全な状態に維持する責務 を有することを明確化
監督処分	○災害防止のため必要なときは、 土地所有者等だけでなく、原因行為者に対しても、是正措置等を命令
罰則	○罰則が抑止力として十分機能するよう、無許可行為や命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、 条例による罰則の上限より高い水準に強化



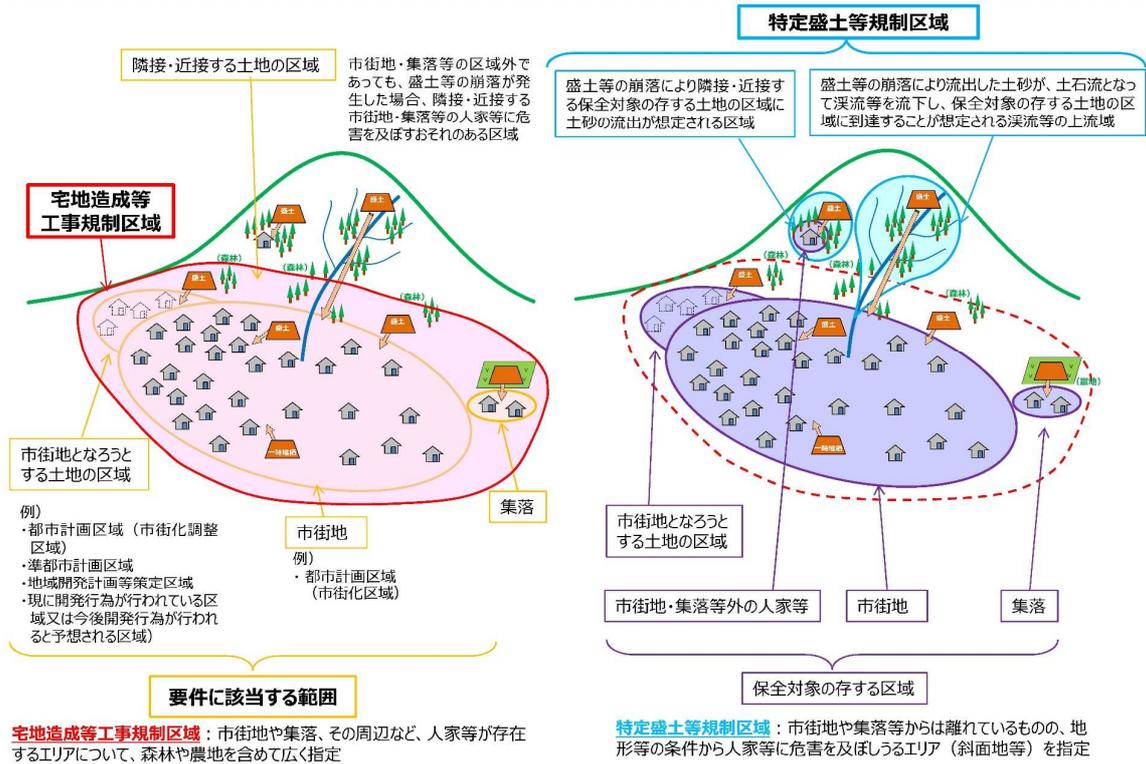
21

3. 規制区域のイメージ



22

3. 規制区域のイメージ



23

4. 宅地造成等工事規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが1m超の崖を生ずるもの	②切土で高さが2m超の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが2m超となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が500㎡超となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積（一時堆積）>

要件	⑥最大時に堆積する高さが2m超となるもの	⑦最大時に堆積する面積が500㎡超となるもの
イメージ図		

24

5. 特定盛土等規制区域における規制対象

<土地の形質の変更（盛土・切土）>

要件	①盛土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 の崖を生ずるもの（①、②を除く）	④盛土で高さが 5m超 となるもの（①、③を除く）	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 となるもの（①～④を除く）
イメージ図					

<土石の堆積（一時堆積）>

要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 かつ面積が 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 となるもの
イメージ図		

25

土砂に対する今後の対応

【基礎調査の実施】

- ・規制区域の指定に必要な基礎調査について、令和4年度中に着手する。

【関係市町村との連携】

- ・基礎調査の実施にあたり、盛土等に関する情報共有を図る。
- ・規制強化に向けた連絡体制等を整備する。

【住民説明等の実施】

- ・地域住民等から、通報等の協力が得られるよう、説明会の開催や広報誌への掲載等、積極的な対応を図る。

26